

第58回富山県発明とくふう展 内容説明書 (令和2年度)

出品区分	1 企業の部 ・ 2 一般の部		受付番号	51
ふりがな	ふえんすのいしょうめんを ぶんだんしない ただんふえんす			
作品の名称	フェンスの意匠面を分断しない多段フェンス			
ふりがな	さんきょうたてやまかぶしがいいしゃ	ふりがな	ふるかわ ただし	
会社名	三協立山株式会社	発明者名	古川 忠司	他 名
出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願	出願番号	特許・実用・意匠 2018- 188923	2018年10月4日
	<input checked="" type="checkbox"/> 出願済	公開番号	特許公開 2020- 56265	2020年4月9日
		登録番号	特許・実用・意匠 第 号	年 月 日

特徴と要点 (必ずご記入下さい)

1) 技術背景・課題

複数のフェンスを上下に並べて柱に取付けた多段フェンスは、連結部分で下段フェンスの上棧と上段フェンスの下棧が合わさっているため、継ぎ目が太く目立ってしまいフェンスの意匠が上下に分割され意匠性を損ねていました。

[従来技術]

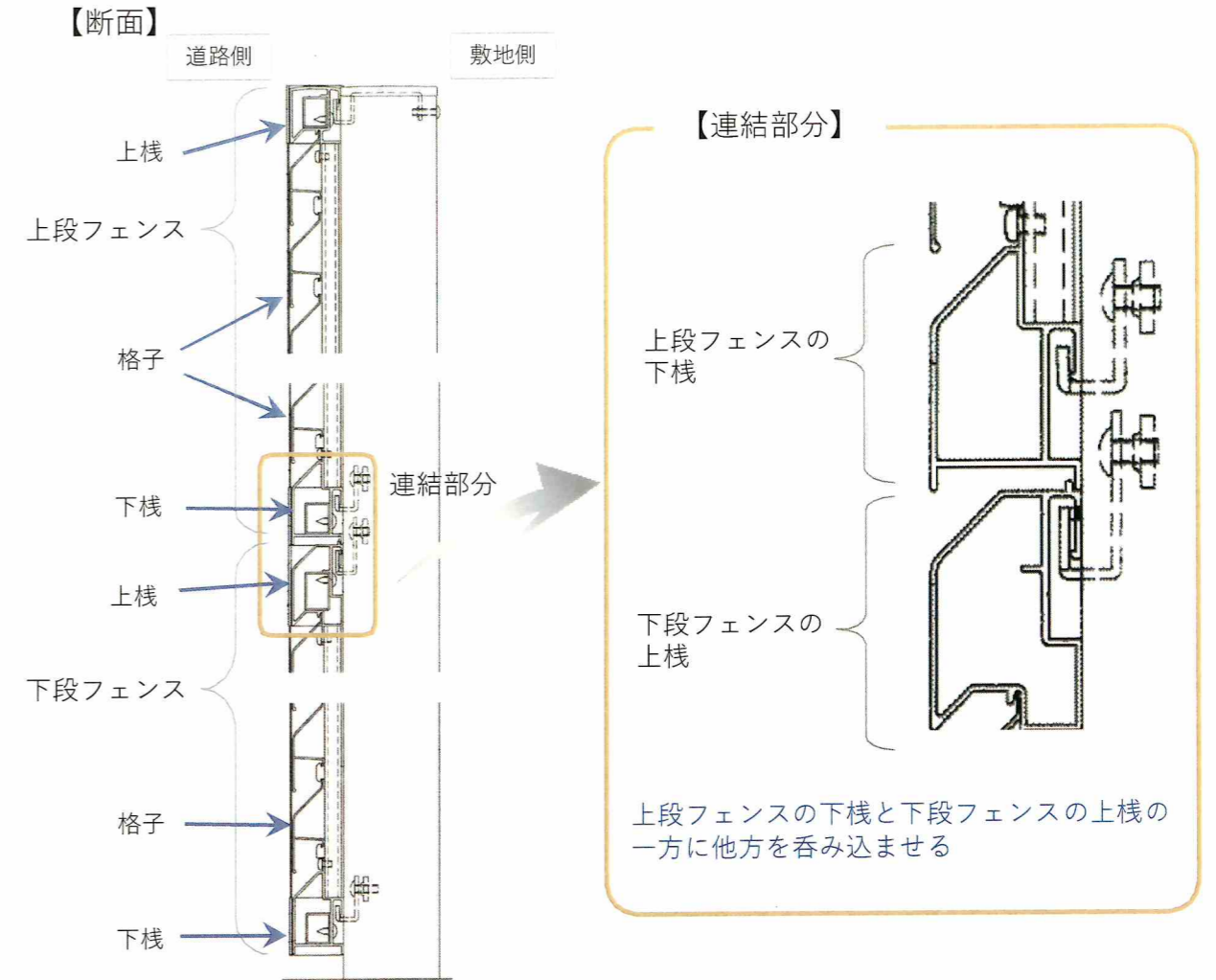


2) 発明の特徴と要点

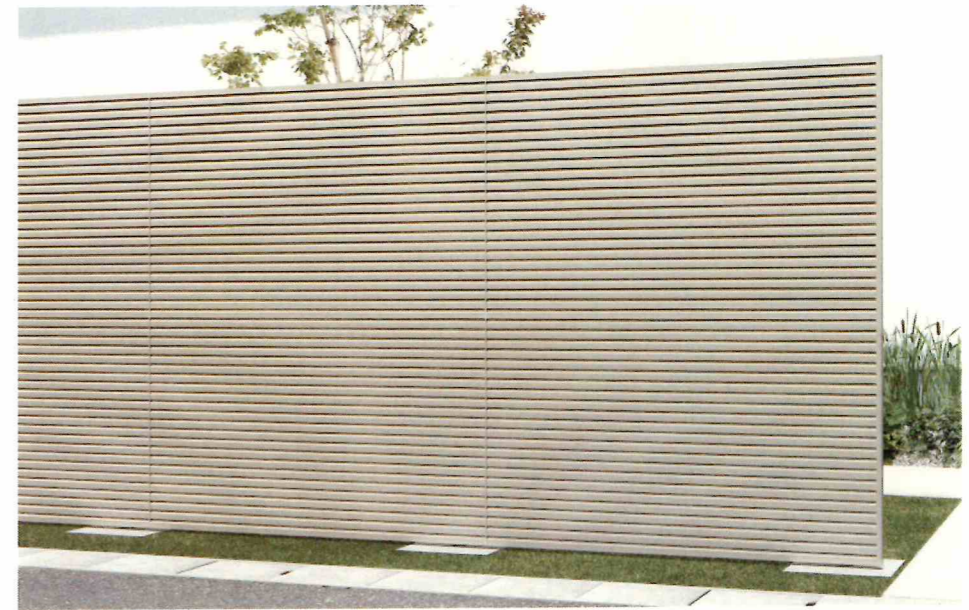
次の構成により、上下棧と格子部分の意匠が統一でき、上段フェンスと下段フェンスとの境目が目立たず、上段フェンス上棧から下段フェンス下棧にわたって連続して見え、フェンス全体が一枚のスクリーンのようなデザインとすることができるものです。

- ①上下棧の間に複数の格子を有する上段フェンスと下段フェンスを備え、
- ②上段フェンスと下段フェンスの連結部分には、上段フェンスの下棧と下段フェンスの上棧の一方に他方を呑み込ませて、上下棧及び格子と同じ見付幅の見えがかり部を形成すると共に
- ③上段フェンスの上棧、格子棧から、下段フェンスの格子棧、下棧まで、共通の意匠面が繰り返される

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)



上段フェンス上棧から、下段フェンス下棧まで、共通の意匠面が繰り返される



【記載注意事項】

- 1. この説明書は、審査用、展示用カードとして用いられますので必ずご記入下さい。
- 2. 従来のもの(方法)に比し、どこを(何を)どのように工夫したか、要点を判り易く図または写真でご説明下さい。
- 3. 改良工夫箇所が多くある場合、要点をしぼってご記入願います。
- 4. この内容説明書は出品申込書と一緒に、令和2年9月18日(金)までに事務局へ提出して下さい。